**建築士による工事監理をした３号建築物に係る**

**検査の特例を受ける場合の留意事項**

建築基準法では建築士が設計、監理した法第６条第１項第３号の建築物（小規模な一戸建ての住宅など）について、完了検査における特例を受ける事が可能です。

検査の特例を受けることにより、構造関係規定の一部など検査項目の一部を省略する事が可能です。

検査の特例を受ける場合は、完了検査申請時に下記の工事写真を工事写真提出用紙に貼付して申請書と併せて提出して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 工事写真の内容 |
| ①軸組の写真 | □柱、耐力壁、筋交いの位置と仕様（軸組全体の写真１枚以上）が確認できる写真 |
| □小屋ばり組、床組に係る振れ止め、火打ち、根太等の設置状況（小屋組の全体写真、床組みの全体写真各１枚以上）が確認できる写真 |
| ②仕口その他接  合部の写真 | □接合部の金物の位置と仕様（軸組全体の写真、接合部の拡大写真各１枚以上）が確認できる写真 |
| □基礎と土台の接合部分（基礎と土台部分の全体写真、接合部の拡大写真各１枚以上）が確認できる写真 |
| ③鉄筋部分等 | □基礎の形状と配筋（基礎の形状が分かる写真、基礎の配筋を写した写真各１枚以上）が分かる写真 |